

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日または
その翌日)

◇告

示

目次

- 新たに生じた土地の確認
- 字の区域の変更
- 字の区域の変更及び廃止
- 生活保護法による医療機関の指定
- 生活保護法による指定医療機関の廃止
- 保険医療機関等の指定
- 国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
- 国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
- 米飯提供業者の業者登録
- 解除予定の保安林
- 林業種苗法による生産業者の登録証の記載事項の変更
- 土地改良事業計画の変更の認可(三件)
- 新たに行おうとする土地改良事業の認可(二件)
- 土地改良事業計画の適否の決定
- 土地改良事業の認可(六件)

土地改良法による換地処分

土地収用法による土地の立入り

道路の区域の変更

道路の供用の開始

過疎地域対策緊急措置法による町道の改築に関する工事

開発行為に関する工事の完了(四件)

◇選管告示

選挙管理委員会の招集

◇公 告

宅地建物取引主任者資格試験の合格者

告 示

鳥取県告示第九百九十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定に基づき、境港市長から同市の区域内に次のとおり新たに生じた土地を確認した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十年十一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに生じた土地の位置(昭和五十年七月三十日現在の地番による。)

新たに生じた土地の面積

境港市小篠津町字門脇三六二九の二六、三六三二の	三、八三五・〇七
一一及び三六三二の二二地先、同市同町字相老三六三	五平方メートル
三の二地先並びに同市同町字弁天崎三八四五、三八五	
七及び三八六八の二九地先	

鳥取県告示第九百九十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、境港市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十年十一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和五十年七月三十日現在の地番による。）
小篠津町字弁天崎	小篠津町字弁天崎の全域並びに同町字門脇三六二九の二六、三六三三の一及び三六三三の二地先、同町字相老三六三三の二地先並びに同町字弁天崎三八四五、三八五七及び三八六八の二九地先三、八三五・〇七五平方メートル

鳥取県告示第千号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、東伯町長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による東伯町倉坂地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十年十一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに画する字の名称	同上の区域（昭和四十八年四月十三日現在の地番による。）
大字倉坂字八嶽	大字倉坂字奥山東平一一四一の四、一一四一の一八、一一四一の二〇から一一四一の二二まで、一一四一の二六、一一四一の二八及び一一四一の二九並びに一一四一の二〇、一一四一の四、一一四一の一八、一一四一の二〇、一一四一の二二、一一四一の二六及び一一四一の二八と一体をなす国有地
大字倉坂字鳥川	大字倉坂字奥山西平一一七三の二二から一一七三の二五まで、一一七三の二七から一一七三の二九まで、一一七三の三八、一一七三の五六、一一七三の一四二及び一一七三の一四四並びに一一七三の一〇一部、一一七三の三〇の一部、一一七三の二二から一一七三の二五まで、一一七三の二七、一一七三の二八、一一七三の三八、一一七三の五六、一一七三の一四二及び一一七三の一四四と一体をなす国有地
廃止する字の名称	大字倉坂字シデノキ
区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和四十八年四月十三日現在の地番による。）
大字倉坂字中島	大字倉坂字中島のうち七〇五の一部、七〇六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字倉坂字八荒神六八一の二、六八二、六八三、六八九及び六九一と一体をなす国有地の一部並びに大字倉坂字坪根田六六九から六七一まで、六七五及び六七六と一体をなす国有地の一部

大字倉坂字駄道	<p>大字倉坂字駄道のうち七六七の一部、七六九の一部、七七〇の二の一部、七七〇の二、七七二の一部、七七二の二、七七三から七七七まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字倉坂字中島七〇五の一部、七〇六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字倉坂字八荒神七〇二の二、七〇三の二及び七〇四の二並びに六九一、六九九、七〇一、七〇二の二、七〇三の二及び七〇四の二と一体をなす国有地の一部</p>
大字倉坂字八荒神	<p>大字倉坂字八荒神のうち七〇二の二、七〇三の二及び七〇四の二並びに六八一の二、六八二、六八三、六八九、六九一、六九九、七〇一、七〇二の二、七〇三の二及び七〇四の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
大字倉坂字森ノ木	<p>大字倉坂字駄道七六七の一部、七六九の一部、七七〇の二の一部、七七〇の二、七七二の一部、七七二の二、七三から七七七まで及びこれらと一体をなす国有地、大字倉坂字寺谷八一五の二の一部、八一五の二の一部及び八一六の一部並びに八〇〇の二の一部、八一五の二の一部、八一五の二及び八一六の二と一体をなす国有地並びに大字倉坂字森ノ木の全域</p>
大字倉坂字寺谷	<p>大字倉坂字寺谷のうち八一五の二の一部、八一五の二の一部及び八一六の一部並びに八〇〇の二の一部、八一五の二の一部、八一五の二及び八一六の二と一体をなす国有地以外の区域並びに大字倉坂字コフケ八六一の一部及びこれと</p>

大字倉坂字小田股	<p>一体をなす国有地 大字倉坂字コフケ八五四、八五五、八五六の二及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字倉坂字小田股の全域</p>
大字倉坂字コフケ	<p>大字倉坂字コフケのうち八五四、八五五、八五六の二及びこれらと一体をなす国有地の一部、八六一の一部及びこれらと一体をなす国有地、八六七の二の一部、八六九の一部、八七四の一部、八八三、八八四及び八八五の二並びに八六七の二の一部、八六九の一部、八七四の一部、八八二から八八四まで及び八八五の二と一体をなす国有地以外の区域</p>
大字倉坂字七曲り	<p>大字倉坂字コフケ八六七の二の一部、八六九の一部、八七四の一部、八八三、八八四及び八八五の二並びに八六七の二の一部、八六九の一部、八七四の一部、八八二から八八四まで及び八八五の二と一体をなす国有地並びに大字倉坂字七曲りのうち八九二の二の一部及び八九三の二の一部並びに八九二の二の一部、八九三の二の一部、九〇〇の二の一部及び九一〇の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
大字倉坂字木ノ実坂	<p>大字倉坂字木ノ実坂の全域、大字倉坂字七曲り八九二の二の一部及び八九三の二の一部並びに八九二の二の一部、八九三の二の一部、九〇〇の二の一部及び九一〇の二と一体をなす国有地の一部並びに大字倉坂字奥山西平一七三の二六の一部及び一七三の一四七の一部</p>

大字倉坂字アマラヒ	大字倉坂字奥山西平一一七三の二六の一部、一一七三の一四五及び一一七三の一四七の一部並びに一一七三の一部、一一七三の一四五及び一一七三の一四七と一体をなす国有地並びに大字倉坂字アマラヒの全域
大字倉坂 字木ノ実ケナル	大字倉坂字奥山西平一一七三の三九から一一七三の四一まで及び一一七三の一四六並びに一一七三の一の一部及び一一七三の一四六と一体をなす国有地並びに大字倉坂字木ノ実ケナルの全域
大字倉坂字坂ノ前	大字倉坂字坂ノ前のうち九五五の一部、九五六の一部、九五八及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字倉坂字東前田	大字倉坂字坂ノ前九五五の一部、九五六の一部、九五八及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字倉坂字西前田九七七の一部並びに大字倉坂字東前田の全域
大字倉坂字西前田	大字倉坂字西前田のうち九七七の一部以外の区域
大字倉坂字奥山西平	大字倉坂字奥山西平のうち一一七三の二二から一一七三の二五まで、一一七三の二七から一一七三の二九まで、一一七三の三八、一一七三の五六、一一七三の一四二及び一一七三の一四四並びに一一七三の一の一部、一一七三の二から一一七三の二五まで、一一七三の二七、一一七三の二八、一一七三の三八、一一七三の五六、一一七三の一四二及び一一七三の一四四と一体をなす国有地、一一七三の二六、一一七三の三九から一一七三

大字倉坂字奥山東平	の四一まで、一一七三の一四五、一一七三の一四六及び一一七三の一四七並びに一一七三の一の一部、一一七三の一四五、一一七三の一四六及び一一七三の一四七と一体をなす国有地以外の区域並びに大字倉坂字シデノキの全域
大字倉坂字坪根田	大字倉坂字奥山東平のうち一一四一の四、一一四一の一八、一一四一の二〇から一一四一の二二まで、一一四一の二六、一一四一の二八及び一一四一の二九並びに一一四一の一の一部、一一四一の四、一一四一の一八、一一四一の二〇、一一四一の二二、一一四一の二六及び一一四一の二八と一体をなす国有地以外の区域
大字倉坂字坪根田のうち六六九から六七一まで、六七五及び六七六と一体をなす国有地の一部以外の区域	

鳥取県告示第千一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十年十一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
上村歯科医院	鳥取市弥生町一三四番地	昭和五十年十月一日

鳥取県告示第千二号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年十一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
清水齒科医院	鳥取市今町二丁目五〇四番地	昭和四十九年四月十一日

鳥取県告示第千三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十年十一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
松本医院	鳥取市末広温泉町四〇一	昭和五十年十一月一日
森田医院	米子市皆生二五一一二	十四日
新田外科胃腸科医院	米子市中島三九二一七	一日

山口外科医院	米子市夜見町二七六―四	〃
森 医院	岩美郡国府町大字糸谷二一の五	十四日
田中医院大坪出張診療所	八頭郡家町大字大坪七一	一日
菊川医院	八頭郡用瀬町大字用瀬四二七	〃
井上医院佐治出張診療所	八頭郡佐治村大字加茂六七六	〃
中嶋医院	境港市相生町四一	〃
木山齒科医院	米子市富士見町二丁目三一	〃
久松薬局	鳥取市東町三丁目二六四番地	〃

鳥取県告示第千四号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年十一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
木山齒科医院	米子市富士見町二丁目三番地	昭和五十年十一月一日
久松薬局	鳥取市東町三丁目二六四番地	"

鳥取県告示第千五百号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年十一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

米飯提供業者

登録番号	登録年月日	氏 名	名称又は屋号
鳥振第四二八号	五〇、九、一	日下福男	民宿 日 下
" 四二九号	五〇、一〇、九	米原正博	ホテルニューオータニ 鳥取展望食堂ベルビュー
倉振第二九七号	五〇、九、二五	石田隆義	わらじ 道
" 二九八号	"	三好澄枝	ますや食堂
" 二九九号	五〇、一〇、一	長江 伸	グリル なにわ
" 三〇〇号	"	岩本トシ子	ハワイビーチ
米振第二二五号	五〇、九、二九	相互観光株式会社 取締役社長 島本信夫	レストラン V

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
たむら薬局	鳥取市西町三丁目三番地	全国	昭和五十年十月十一日
木山齒科医院	米子市富士見町二丁目三番地	"	十一月一日
久松薬局	鳥取市東町三丁目二六四	"	"

鳥取県告示第千六百号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三十三号）第三十五条の四第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の業者登録をしたので、同規則同条第四項の規定により告示する。

昭和五十年十一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

住 所 営業所の所在地

岩美郡福部村大字海士四八七の二	同上
鳥取市今町二丁目二五三	"
東伯郡関金町関金宿一三五	"
"	"
野添四六七の二〇三	"
"	"
羽合町大字田後三六四一五	"
"	"
大字宇野一九六三一一八	"
"	"
岡山市本町一番一号	米子市米原一三四一

鳥取県告示第七号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十年十一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡中山町御崎字下モ山五九六の三、五九七の四

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

漁港施設用地とするため

鳥取県告示第八号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十三条第一項の規定に基づき、鳥取県八頭郡河原町大字北村山口正依智から生産事業者の登録証の記載事項に次のとおり変更があつた旨の届出があつたので、同法第十六条第二項の規定により告示する。

昭和五十年十一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

	生産事業者の氏名	事業所の名称
変更前	山口 正 一	山口 正 一 苗畑
変更後	山口 正 依 智	山口 正 依 智 苗畑

鳥取県告示第九号

会見地区土地改良区から申請のあつた土地改良（会見地区土地改良施設維持管理）事業計画の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和五十年十一月十日認可したので、同法同条第九項の規定により告示する。

昭和五十年十一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第十号

関金土地改良区から申請のあつた土地改良（本村地区土地改良施設維持管理）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和五十年十一月十日認可したので、同法同条第九項の規定により告示する。

昭和五十年十一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第十一号

若士土地改良区から申請のあつた土地改良（若士地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和五十年十一月十日認可したので、同法同条第九項の規定により告示する。

昭和五十年十一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千十二号

昭和五十年九月二十日付けで日吉津村から申請のあつた土地改良(富吉地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八條第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年十一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年十一月十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日吉津村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千十三号

倉吉市から申請のあつた市営土地改良(西鴨地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十條第一項の規定に基づき、昭和五十年十一月十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年十一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千十四号

三朝町から申請のあつた町営土地改良(今泉地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十條第一項の規定に基づき、昭和五十年十一月十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年十一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千十五号

大栄町から申請のあつた町営土地改良(大倉地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十條第一項の規定に基づき、昭和五十年十一月十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年十一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千十六号

溝口町から申請のあつた町営土地改良(大江地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十條第一項の規定に基づき、昭和五十年十一月十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年十一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千十七号

溝口町から申請のあつた町営土地改良(大倉地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年十一月十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年十一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千十八号

溝口町から申請のあつた町営土地改良(谷川地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年十一月十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年十一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、東伯町から同町が行う土地改良事業に係る倉坂地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十年十一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二十号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和五十年十一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 起業者の名称

建設大臣

二 事業の種類

一般国道九号改築事業(鳥取バイパス)

三 立ち入ろうとする土地の区域

鳥取市湖山町字白浜、字堀越東方、字堀越西方、字大寺屋及び字大浜ノ宅並びに伏野字砂浜、字スクモ塚、字長者石、字中浜、字塚松、字渡り上りノ一、字渡り上りノ二及び字溝河地内

四 立ち入ろうとする期間

昭和五十年十一月十七日から昭和五十一年三月三十一日まで

鳥取県告示第千二十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十年十一月十四日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十年十一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

道路の種類	路線名	変更前後	区間	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
県道	亀谷北条線	変更前	東伯郡北条町大字下神字狭間三二〇番の1の先から同町大字下神字イゴ田五四五番の先まで	五・五 六・三	一〇五
		変更後	東伯郡北条町大字下神字狭間三二〇番の1の先から同町大字下神字玄ノ神一九三番の2の先まで	三・七	六四八
"	東郷湖線	変更前	東伯郡羽合町大字光吉字六田ケ坪六五番の1の先から同町大字長瀬字二ノ千石一九八九番の1の先まで	三・五 一・六・八	一、六二三
		変更後	東伯郡羽合町大字光吉字鳴滝一〇七番の1の先から同町大字久留字光吉後一四一番の6の先まで	七・〇 三・五・〇	八〇五

鳥取県告示第千二十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始するので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十年十一月十四日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十年十一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
県道	亀谷北条線	東伯郡北条町大字下神字狭間三二〇番の1の先から同町大字下神字玄ノ神一九三番の2の先まで	昭和五十年十一月十四日

鳥取県告示第千二十三号

過疎地域対策緊急措置法（昭和四十五年法律第三十一号）第十三条第一項の規定に基づき、町道の改築に関する工事を次のとおり行うので、過疎地域対策緊急措置法施行令（昭和四十五年政令第百四号）第六条第二項の規定により告示する。

昭和五十年十一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

路線名	工事区間	工事の種類	工事の開始の日
若桜町道	八頭郡若桜町大字若桜字大石一一七九番の先から同町大字高野字梅ケ坪二七番の2の先まで	改築	昭和五十年十一月十五日
高野線			

鳥取県告示第千二十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十年十一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和四十六年九月三十日 鳥取県指令受都計第千六百三十号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市賀露町字上小路ノ式

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市賀露町九二〇番地 浜部 敏

鳥取県告示第千二十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十年十一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和四十七年十月二十八日 鳥取県指令受都計第四百九十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市伏野字長者石

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

岩美郡岩美町大字浦富一五二三番地

株式会社 中村石油店

代表取締役 中村辰夫

鳥取県告示第千二十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年

法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十年十一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和四十八年四月十九日 鳥取県指令受都計第四百三十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市米原字傳四郎道東六拾間

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市米原一五二七番地

塩谷林業株式会社

取締役社長 塩谷雄司

鳥取県告示第千二十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十年十一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十年七月十八日 鳥取県指令受米土維第四百号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市福市字寺屋敷

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市中島三八五一一

株式会社 西米商事
代表取締役 富長野武男

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十三号

昭和五十年第十二回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十年十一月十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

- 一 日時 昭和五十年十一月十八日(火) 午前十一時
- 二 場所 米子市加茂町二一 米子国際ホテル 二階会議室
- 三 議題 鳥取県選挙運動管理規程の一部改正について

公 告

昭和50年10月26日に実施した昭和50年度宅地建物取引主任者資格試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和50年11月14日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

A-1	森本 政洋	3	仲野 正男	4	高橋 國治
5	岸本 道夫	6	福光 章三	14	石黒 直美
16	下川 正一	19	鎌谷 慎二	20	西垣 雄二
26	山本 太郎	27	竹内 哲正	31	根鈴 弘明
41	松村 秀雄	43	奥田 義人	45	船野 利昌
52	竹内 隆雄	56	伊次 俊治	60	木山 忠良
62	淀瀬 史朗	63	八田 義雄	67	浜田 洋一
71	倉益 一彦	81	田村 国光	94	網沢 孝敏
B-7	益田 江連	13	中川 正典	26	窪田 伸一
C-2	廣江 正治	3	内田 良一	6	脇田陸左男
7	吉田 武志	11	松本 孝	22	有田 秀寿
24	小森 恒則	25	新路 実	26	宮本 治人
42	杉三 正次	43	塗信 俊一	44	吉田 才人
51	小西 龍也	91	生田 康和	96	江戸 正

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月五百円(送料を含む。)】